

輸血拒否患者さんへの当院の対応方針について

1. はじめに

輸血を拒否される患者さんが成人の場合、宗教上の信念等に基づいてご本人が輸血を拒否されることは法律上保障されており、意思決定ができる状態の患者さんの同意を得ないで輸血をすることは違法行為である、というのが現在の考え方であり、過去の判例でも示されているところです。

しかしながら、医療は医師と患者さんの協働行為であり、また、患者さんの救命は医療の基本です。従って、患者さんならびにそのご家族がこれに反する医療行為を医師に強要することもまた無理なことといえましょう。

したがって当院では、患者さん（または代諾者）が輸血を拒否される場合にはそのご意思を尊重して出来る限り無輸血での治療を試みますが、輸血なしでは生命の維持が困難となった場合には輸血を行うという「相対的無輸血治療」を骨子とする以下の基本方針をここに表明致します。これにともない、当院における円滑な診療が行えますようご理解とご協力をお願いする次第です。

2. 輸血拒否患者さんに対する基本方針

- (1) 輸血を拒否する患者さんに対してはその意思を尊重して出来る限り無輸血での治療を試みますが、輸血なしでは生命の維持が困難となった場合には輸血を行う「相対的無輸血治療」を当院の基本方針とします。
- (2) この基本方針を病院ホームページに公表し、また入院時のすべての患者さんにも提示します。
- (3) この方針が受け入れられない患者さんには転院をお勧めします。
- (4) ただし、相対的無輸血治療も拒否する患者さんに対して転院させるまでの時間的猶予がない緊急時の医療行為においては、担当医師の判断による輸血以外の治療を容認します。
- (5) 相対的無輸血治療も拒否する患者さんに対する輸血の可能性が低い手術など、緊急時以外の医療行為における担当医の意向は病院長、当該科長等も含めて個別に対応します。